

愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）別紙（別紙11を除く）に関する質問回答

平成19年10月5日から10月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 事業契約書（案）別紙（別紙11を除く）」に関する質問への回答を整理して記述してあります。

No	ページ	別紙番号	章	条	項	番号	項()	番号○	カタカナ	その他	質問	回答
001	081	2				119				要求水準書の定義	9月28日の入札公告以前の質問回答についても「要求水準書」を成すと理解して宜しいでしょうか。	9月28日の入札公告以前の質問回答については「要求水準書」を構成しません。あくまで参考という位置づけです。
002	093	6		11	1						平成19年9月28日公表の質問回答(No.263)において、違約金の計算式である「●円/㎡」は決定されていないとのことでしたが、いつ頃の決定となりますでしょうか。	ご質問の違約金の単価は、42,300円/㎡とします。
003	099	7	第2				3	2			別紙3によれば運営業務開始予定日は平成25年6月22日となっておりますので、別紙7における運営業務等に係る保険の保険期間の始期(運営業務開始日)も平成25年6月22日が予定されるものと存じますが、他方、別紙3によれば平成25年3月15日に1号館引渡しとともに医療機器等の譲渡が行われ保守点検・修理事務が、平成25年4月1日には調達業務がそれぞれ開始される予定となっております。係る平成25年3月15日から平成25年6月21日までの期間については当該保険の付保は求めないという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の期間については、甲から付保は求めません。乙において第三者損害賠償リスクと付保によるコストを勘案の上、提案してください。その理由は以下のとおりです。保守委託対象医療機器(初期調達分)の保守点検・修理業務は、平成25年3月15日から開始していただく予定ですが、これは、同日に当該医療機器の所有権が県に移転し、同日以後に行う習熟訓練やリハーサルにおいて保守や修理が必要になることもあり得るために行ってもらうもので、6月21日までは、これらの保守委託対象医療機器を診療に使用することは予定しておらず、乙が第三者損害賠償責任を負う確率は低いのではないかと考えます。また、調達関連業務は、平成25年4月1日から開始していただく予定ですが、それから6月21日までの間に、当該業務により乙が第三者損害賠償責任を負う確率は低いのではないかと考えます。
004	105	12	1								病院経営支援業務費相当額におけるサービス対価B1とサービス対価B2の相違点を教えてください。	サービス対価B1については、入札金額の内訳に従い、基本的に毎月一定額を支払うことを想定しております。サービス対価B2については、入札時にご提案頂いた業務項目・金額に沿って年度経営改善計画書(詳細見積もりを含む)を事業者側に策定して頂きますが、事業期間中における環境の変化、その時々々の病院の経営状況等によって、当該年度に必要となる業務項目が変更・追加する可能性が十分あると考えております。したがって、年度経営改善計画書の提出後、甲乙間の協議により、当該業務項目の必要性の判断、必要に応じて業務項目の追加・削除が有り得る点に加え、留意事項にも記載のとおり、未実施項目については減額措置がある点が異なります。(関連質問No.024参照)
005	108	12	2	1	1					サービス対価の支払い方法	補助金適用の場合には割賦に含まれないとの記載がありますが、当該費目の支払スケジュールをご教示頂けないでしょうか。	本件工事対象施設の全ての引渡しを受ける日が属する年度まで(当該年度を含む。)に全額を支払います。
006	108	12	2	1	1			①			サービス対価A1の入金タイミングを確認したいため、支払い手続きの詳細をご提示ください。	事業契約書(案)第137条の規定に基づき甲が出来形の確認を行った後、乙から適法な請求書を受領した後30日以内にサービス対価A1を支払います。なお、乙が甲に出来形の確認を請求する際には、甲が年度内に確認できるよう留意してください。
007	108	12	2	1	1			①			「原則、毎事業年度末において甲が確認した出来高の90%を上限として、」とありますが、出来高を確認する具体的な基準についてご教示下さい。	愛媛県工事検査規程及び愛媛県工事検査基準の規定に準じて確認します。当該規程等は、後日、代表企業に対してお渡しします。
008	109	12								支払方法のイメージ	平成26年度の出来高が30億円を越えた場合には、どのような支払い方法となるのかご教示頂けないでしょうか。	図2-1はあくまでイメージです。仮に、平成26年度の出来高が30億円から一般備品の初期調達費相当額を減じた額を超える場合には、当該超過額を、サービス対価A1として一括で支払うこととなりますが、現時点では平成26年度の出来高がそこまで達することは、工程等を勘案し、想定していません。
009	109	12	2	1	1					図2-1	図では、平成25年度末の出来高以外に関しては、すべて出来高全体の90%をサービス対価A1としてお支払いいただくこととなっておりますが、割賦(サービス対価A3)に含める金額はすべて平成25年度末の出来高及び支払い留保額から充当されると考えてよろしいでしょうか？	図2-1はあくまでイメージです。仮に、平成26年度の出来高が30億円から一般備品の初期調達費相当額を減じた額を超える場合には、当該超過額を、サービス対価A1として一括で支払うこととなりますので、平成25年度末の出来高等は割賦元本には含まれなくなります。
010	110	12	2	1	2						サービス対価A2の入金タイミングを確認したいため、支払い手続きの詳細をご提示ください。	現時点での想定では、事業契約書(案)第75条第1項から第5項までの手続きを経た上で、甲は、同条第6項のとおり、平成25年3月15日に一括して医療機器等の譲渡を受けます。そして、甲は乙から適法な請求書を受領した後30日以内に乙に対しサービス対価A2を支払います。

No	ページ	別紙 番号	章	条	項	番号	項()	番号○	カタカナ	その他	質 問	回 答
011	110	12	2	1	3					元利均等払	平成19年9月28日に公表された事業契約書別紙12(案)に関する質問回答書No.20において元利均等金額を計算するにあたり、平成27年3月から平成37年3月までの全21回については当該期間の元本を当初元本の37分の21について、平成37年9月から平成45年3月までの全16回については当該期間の元本を引渡2営業日後元本の37分の16として提案(以下「ブロック返済方式」と言います。)は認めないとの回答を頂きましたが、当該ブロック返済方式の元利均等払融資がご指定の通常の元利均等払融資と比べて、金融機関のリスク管理上の不確定な要素を少なくさせ、低いスプレッドでの融資を提案できる可能性があり果にメリットがあることから、その理由を説明させて頂き ご指定の元利均等は引渡2営業日後に基準金利が決定された時に満期までの元利均等金額を計算し、金利金額と元本返済金額に分け元本返済のスケジュールを計算し、10年後の基準金利改定時にその時の残高を元に再度元利均等金額を計算し元本返済のスケジュールを再計算することになります。さて、10年後(基準金利改定時)の元本残高について、引渡2営業日後(基準金利改定時)の基準金利が高い場合と低い場合とを比較してみると、高い場合の方が低い場合より10年後の元本残高が多くなります。すなわち、当初から10年後まで高い金利を支払う必要があるため元本の減少が相対的に少なくなってしまうわけです。言い替えますと、基準金利したいで10年後の融資残高が変動し、さらにその確定しない元本に対して10年後に基準金利が改定される事になります。 一方、金融団側のリスク管理という観点から考えますと、10年後からの満期までの金利金額の総額を検討する場合には、元本の変動と改定される基準金利の変動の両方を考慮に入れる必要が発生します。金利と元本双方の変動という組み合わせは、不確定な要素を増幅させることとなり、またこの不確定要素が増える事によって保守的な金利スプレッドを必要とせざるを得ない可能性があります。 通常の住宅ローン等で適用される元利均等の場合は、十分な金利スプレッドをとってリスク管理を行っていますが、PFIで厳しい条件の融資を行うにあたり、この不確定な要素が障害になる可能性があります。以上、ご検討の上、果に特段の不利益が無い限りブロック返済方式による元利均等の提案をご承諾頂たく再度ご質問させて頂きます。	ご質問にある「ブロック返済方式」を認めます。なお、事業契約書(案)別紙12.2.(1)を一部修正しますので、あわせてご確認ください。
012	110	12	2	1	3						サービス対価A3の入金のタイミングを確認したいため、支払い手続きの詳細をご提示ください。	乙は、支払月の10日までに甲に適法な請求書を提出し、甲は当該請求書を受領した後、支払月の末日(当該日が銀行休業日に当たる場合には、その前日)に支払います。
013	110	12	2	1	3						割賦元本の支払いに関しては、消費税が別途加算されて支払われる、との理解でよろしいでしょうか？	県が割賦によりサービス対価を支払う上で課税される消費税については、当然に支払います。なお、内容の明確化のため事業契約書(案)別紙12.2.(1)を一部修正しますので、あわせてご確認ください。
014	110	12	2	1	3					表2-1	割賦元本は30億円と決定であり、「施設整備業務費相当額のうち割賦で支払う金額」=30億円-「一般備品の初期調達費相当額」、と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
015	110	12	2	1	3					表2-1	金利計算の開始日は、最後に引き渡される施設の引渡日、と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
016	110	12	2	1	3					表2-1	割賦元本が30億円と記載されていますが、p108の2-(1)-1-③-Aの施設整備業務費相当額の9/10がサービス対価A1の限度額となった場合、割賦元本は30億円以上になりえるものと思慮致します。当表にある30億円という額は目安となる値という理解で宜しいでしょうか。	割賦元本は30億円と確定です。 質問No.008もあわせてご参照ください。
017	110	12	2	1	3						サービス対価A3の支払い方法が、年2回、全37回の元利均等払いとされていますが、この場合、消費税を含めた支払い金額が毎回同額となるという理解で宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。 質問No.011及び013もあわせてご参照ください。
018	110	12	2	1	3						半年賦払の支払時期は3月末及び9月末という理解でよろしいでしょうか。	(質問No.012参照)
019	111	12	2	2	1					サービス対価B1	事業契約書(案)別紙12(案)に関する質問回答No.21でサービス対価B1は四半期ごとに支払われるとの回答がありますが、本別紙12(案)では乙は毎月請求書を提出し、甲はその請求額を支払う旨記載があります。どちらが正しいのでしょうか。	平成19年9月28日に公表しています事業契約書(案)別紙12の内容(質問にあるところの本別紙12(案))が正となります。 なお、関連して、事業契約書(案)別紙12 表2-12を修正しますので、あわせてご確認ください。

No	ページ	別紙 番号	章	条	項	番号	項()	番号○	カタカナ	その他	質 問	回 答
020	111	12	2	2	1					表2-2	サービス対価B1は、運営開始前と運営開始後とは、それぞれ定額である必要があるのでしょうか？運営開始前は、各回で定額ではなくてもよろしいのでしょうか？	運営開始前と運営開始後とで、それぞれ定額としてください。
021	111	12	2	2	1					表2-2	事業契約締結直後から、支払い対象期がスタートし、四半期ごとにサービス対価B1の支払いが発生すると考えてよろしいのでしょうか？また、サービス対価B1は、入札説明書第3-3-(10)で示された内訳のうち、運営費相当額に含まれる(施設整備業務費ではなく)ものと考えてよろしいのでしょうか？	前段の支払対象期のスタート時点はご理解のとおりですが、支払頻度は毎月です。質問No.019をご参照ください。 後段は、ご理解のとおりです。
022	112	12	2	2	2					表2-4	サービス対価B2は、運営業務開始前であっても、事業者の提案に従って四半期ごとに支払われるものと考えてよろしいのでしょうか？また、サービス対価B2は、入札説明書第3-3-(10)で示された内訳のうち、運営費相当額に含まれる(施設整備業務費ではなく)ものと考えてよろしいのでしょうか？	前段及び後段ともにご理解のとおりです。
023	112	12	2	2	2					サービス 対価B2	病院経営支援業務費相当額は固定費と変動費でサービス対価を区別しておりますが、サービス対価B2はどのような費用を想定されておられるかご教示頂けますでしょうか。	サービス対価B1については、事業期間を通じて業務に付随する労務費、事務費、諸経費及び毎事業年度において定期的に実施して頂く経営分析に係る業務費用等を想定しております。 サービス対価B2については、サービス対価B1以外のコンサルティング業務の全てが該当します。例えば、経営分析を踏まえた改善プランの策定や、その他各種調査・分析等や、医療情報システムの導入支援業務に係る費用等が該当します。 なお、提案にあたっては、現時点で想定する健全経営に資する業務項目をご検討頂き、有効かつ積極的なご提案を期待します。
024	112	12	2	2	2						四半期払の支払時期は、支払い対象期1期(4月1日～6月30日)については6月度業務月報を甲が受領(例えば7月10日と想定)後、甲が乙に具体的な支払額を通知(例えば7月20日を想定)し、これに基づいて乙から提出された請求書を甲が適法に受領(例えば7月21日を想定)した場合、30日以内(例えば8月20日を想定)に4月1日から6月30日までのサービス対価が乙に支払われるという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
025	117	12	2	2	6					表2-8	留意点に、「いかなる事象が発生した場合においても・・・金額以上の支払いは行わない」とありますが、サービス対価B6が物価変動による見直しの対象とはならない理由をご教示ください。	サービス対価B6は、保守委託対象機器の6年間(メーカー保証期間含む。)のフルメンテナンスに要する費用が該当しますが、現在でも契約時において物価変動や購入直後と購入6年目の保守に要する実費の違い等による支払額の変更の規定を盛り込んでいないため、この取扱いが通常の取引慣行を逸脱しているとは考えておりませんので、ご理解ください。
026	117	12	2	2	6						サービス対価B6に物価変動に伴う改定等が適用されない理由をご教示ください。	(質問No.025参照)
027	122	12	3								『改定に当たっては、初年度の支払予定額を基準に、毎事業年度1回、以下に示す各参照指標の対前々年度比の変動率を勘案して設定された改定率(以下「改定率」という。)を乗じ、翌年度以降のサービス対価の支払に反映させる。』とありますが、施設維持管理業務を例としますと、提出書類の受付から1号館供用開始まで5年間もごさいます。この間における物価変動等に伴う改定もご検討頂けないでしょうか。	初年度の支払い予定額はあくまで基準となるものであり、ご質問に例として記載されている施設維持管理業務に係る実際に初年度に支払う対価に関しても、契約日の属する年度からの物価変動等を加味した改定は行われます。
028	124	12	3								$ (t-2/10) > 3\%$ 若しくは $ (t-2/r) > 3\%$ とありますが、 $ 1-(t-2/10) > 3\%$ 若しくは $ 1-(t-2/r) > 3\%$ ではないでしょうか？	$ (t-2/10) - 1 > 3\%$ 若しくは $ (t-2/r) - 1 > 3\%$ と修正します。 なお、関連して事業契約書(案)別紙12を一部修正しますので、あわせてご確認ください。
029	124	12	3								見直しの基準が3%とされておりますが、運営費の金額が大きく、3%の影響額も大きいので、1%を基準としていただけないでしょうか？	事業契約書(案)別紙12に示すとおりとします。
030	124	12	3							市場実 勢価格 との比 較	市場実勢価格等の変動によるサービス対価の改定に関する協議は5事業年度に1度となっておりますが、病院固有の事情により市場実勢価格と実態に大幅な乖離が生じた場合には見直しを行って頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。 まず、前提として物価変動等に係るサービス対価の見直しについては、変動幅に応じて毎事業年度見直しが出る仕組みとしており、また医療環境及び病院運営等の変化に伴う業務の大幅な変動については、事業契約書(案)別紙13「要求水準書の変更手続」において規定しております。 別紙12における当該規定は、そのような規定に加え、更に運営業務開始日が属する年度及び運営業務開始日が属する年度から5事業年度ごとに1度、定期的な見直し協議を実施するという仕組みであるということです。その点はご理解ください。

No	ページ	別紙 番号	章	条	項	番号	項()	番号○	カタカナ	その他	質 問	回 答
031	124	12	4	1							別紙12-4-(1)に5年毎の協議条項はありますが、参照指標と実態とで大幅な乖離がある場合は、その都度協議して合理的な見直しを行うことを認めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか？	(質問No.030参照)
032	124	12	4	1							食事の提供業務の委託費の市場実勢価格は、委託契約毎の業務区分内容により価格変動大なる為、本件と同じ業務区分の委託契約を抽出し、食材費と労務費を区別して調査するとの理解で宜しいでしょうか。また、労務費は地域により違いがありますので、松山周辺の調査によるとの理解で宜しいのでしょうか。	前段及び後段ともに必要に応じてご質問のような対応を行う必要があると考えています。
033	124	12	4	1							食事の提供業務の委託費の市場実勢価格はどのように調査されるのでしょうか。また、データの正確性についてはどのようにお考えでしょうか。	(質問No.032参照)
034	133	16									不可抗力による損害の対象として、事業契約から1号館設計完了までの期間における建設物価の変動を追加願います。 建設における資材や労務の調達、設計図が概略完成する時期から可能となります。今回は入札から事業契約まで約半年、事業契約からメインである1号館の設計図完成まで約1年半あります。約2年先の建設物価(変動)について予測することは不可能ですし、高騰する側のリスクを考えバッファを見込んで応じられることは、甲にとっても望むところではないと考えます。 国土交通省の工事請負契約約款では、建設物価の変動による差額が残工事代金額の1.5%を超えた額について、請負代金額を変更するシステムとなっていることも参考にしていただき、不可抗力による損害の対象として追加いただけないでしょうか。	ご質問の趣旨を踏まえ、別紙16ではなく別紙12の方に次のような場合に施設整備業務費相当額の改定が行える規定を追加します。 ①特別な要因により施工期間中に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、施設整備業務費相当額が不適当となったとき。 ②予期することのできない特別な事情により、施工期間中に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、施設整備業務費相当額が著しく不適当となったとき。 なお、詳細は、修正後の別紙12を参照してください。